新

(発注者の催告によらない解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに この契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に違反して契約の対価債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された修繕目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の修繕の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務 の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する 部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定 の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場 合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴 力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に契約の対価債権を譲 渡したとき。
- (9) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 10 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの

Н

(発注者の催告によらない解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに この契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に違反して契約の対価債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された修繕目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の修繕の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確 に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務 の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する 部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定 の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者 が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされ る見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴 力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に契約の対価債権を譲 渡したとき。
- (9) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 10 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの

- 者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員<u>、その支店</u> 又は常時契約を締結する営業所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>、受注者が団体である場合にはその代表者又は理事<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(旧イは、新アと重複するため削る)

- **1** 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。
- **ウ** 役員等が<u>、自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を<u>利用する</u> などしていると認められるとき。
- 工 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力 し、若しくは関与していると認められるとき。
- <u>オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当</u> に利用するなどしていると認められるとき。
- カ 役員等が<u>、暴力団</u>又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 していると認められるとき。
- キ この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約に当たり、その相手方がアから力までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者をこの契約の一部 を第三者に委任し、又は請け負わせる契約の相手方としていた場合 (キに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約 の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又はその支店若しくは</u>常時契約を締結する営業所の代表者、受注者が団体である場合にはその代表者又は理事をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- <u>イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる</u> とき。
- <u>ウ</u> 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。
- <u>工</u> 役員等<u>が自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第 三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を<u>利用するな</u> どしたと認められるとき。
- <u>オ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力 し、若しくは関与していると認められるとき。
- カ 役員等<u>が暴力団</u>又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 していると認められるとき。
- キ この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約に当たり、その相手方がアから力までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者をこの契約の一部 を第三者に委任し、又は請け負わせる契約の相手方としていた場合 (キに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約 の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。